出雲国風土記 地図

大海
入海
島根郡
加賀郷
千酌駅
手染郷
方結郷
美保郷
夜見島（伯耆国）
蝦蛄島
恵曇郷
生馬郷
山口郷
法吉郷
朝酌郷
秋鹿郡
多太郷
大野郷
伊農郷
佐香郷
楯縫郡
楯縫郷
玖潭郷
沼田郷
神戸里
余戸里
宇賀郷
美談郷
出雲郡
杵築大社
杵築郷
伊努郷
神戸郷
漆治郷
健部郷
八野郷
高岸郷
塩冶郷
日置郷
古志郷
滑狭郷
朝山郷
河内郷
出雲郷
狭結駅
神門郡
多伎郷
余戸里
須佐郷
正倉
飯石郡
波多郷
来島郷
多禰郷
飯石郷
三屋郷
熊谷郷
斐伊郷
佐世郷
来次郷
阿用郷
大原郷
屋代郷
屋裏郷
海潮郷
宍道郷
宍道駅
拝志郷
山代郷
黒田駅
出雲神戸
国庁
大草郷
安来郷
楯縫郷
舎人郷
山国郷
屋代郷
飯梨郷
意宇郡
母理郷
熊野大社
熊野大社（旧社地）
郡家？
旧郡家？
郡家
正倉
三処郷
布勢郷
三澤郷
横田郷
仁多郷
伯耆国
伯耆国日野郡
石見国安濃郡
備後国恵宗郡
備後国
正西道
正東道
正南道
東南道
南西道
枉北道
隠岐道
常剗
権剗
荒鹿坂
遊託山
室原山
灰火山
鳥上山
阿志毘縁山
玉峯山
長江山
葛野山
枯見山
高野山
熊野山
須我山
笑村山
阿用山
御室山
熊野大社
野城駅
賀茂神戸
屋代郷
手間剗
門江浜
美保浜
美保埼
等々島
久毛等浦
這田浜
質留比浦
久宇島
勝間埼
方結浜
玉結浜
須義浜
稲上浜
葦浦浜
加賀神埼
川来門大浜
瀬埼戌
瀬埼
附島
須須比埼
大埼浜
手結埼
虫津浜
御津浜
手結浦
佐太御子社
佐太水海
佐太大水海
多久川
余戸里
△蟲野
小倉山▲
己目都浜
佐香浜
自毛埼
御津浜
能呂志浜
鎌間浜
許豆埼
宇太保浜
井呑浜
宇礼保浦
意能保浜
這田浜
二俣浜
等々島
馬見烽
出雲御埼山
神名樋山
神名火山
神名火山
神名樋野
朝酌渡
前原埼
布自枳美烽
布自枳美高山
女岳山
蛟島
野代海
玉造街道
忌部神戸
久多美山
和名佐山
幡屋山
木垣峯
阿志山
熊野大社
須我山
暑垣山
暑垣烽
高野山
荻山
羽島
加茂島
磯神島
粟島
比売埼
門江浜
意宇川
意宇小川
飯梨川
飯梨川（仁多郡）
野城川
伯太川
山国川
来待川
神湯
氏倉川
氏倉川
城名樋山
城名樋山
城名樋川
城名樋川
飯石小川
温泉川
湯野小川
阿位川
阿伊川
室原川
横田川
比太川
波多小川
須佐川
神門川
宇比多伎山
長柄山
田俣山
堀坂山
吉栗山
奈倍山
志許斐山
佐比売山
△木見野
△城垣野
多加山
琴引山
幡咋山
△石見野
△野見野
節山
△志努坂野
△御坂山
比市山
菅火野△
△大内野
城紲野△
宅伎戌
多岐々山
多岐小川
多伎駅
須佐川
温泉川

風土記に記された古代の出雲国

『出雲国風土記』の特色は、記載が整っていて、実際に計測した数値が多く書かれていることです。そして、記された場所について、郡の役所からの方角や距離も記されているので、当時の出雲国全体の様子が、手に取るようにわかります。

出雲国の行政区分

奈良時代、全国は六〇余りの国に分割されていました。今の島根県東部、出雲国もその一つです。出雲国はさらに九つの郡からなり、郡はそれぞれ四～一一の郷などから構成されていました。『出雲国風土記』には、このすべての郡・郷の名前と由来、そして所在地が記されています。奈良時代の国名は全てわかっていますが、各国の郡の名前やその下の郷の名前がすべてわかっていて、さらにその場所が特定できるのは、出雲国だけなのです。そして、この時につけられていた地名は、その多くが現在でも使われています。

国・郡・郷の構成　例は神門郡
（今の出雲市西部）

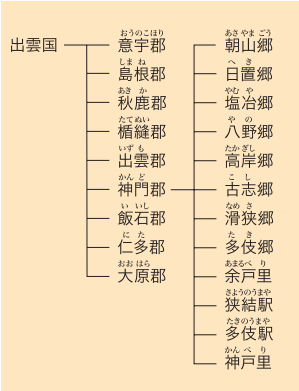

発掘された郡家

『出雲国風土記』は一冊の書物ですが、内容を見ると、国内旧九郡からの報告がその中心です。郡は、現在の市町村に相当する行政区分で、当時もたいへん重要で、郡の役所（郡家）は各郡の記載の基準点とされています。この郡家の遺跡は、ほぼ『出雲国風土記』の記載どおりに県内各地で発掘されています。遺跡の調査によって『出雲国風土記』の記載の正確さも証明されたといえるでしょう。

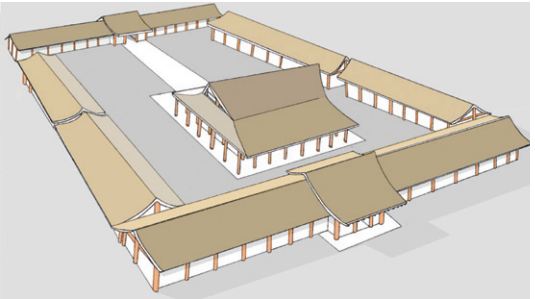

神門郡家の中心部復元図（出雲市古志本郷遺跡）

国内をむすぶ交通路
道路・駅・渡・剗

詳細な道路の記載があるのも、『出雲国風土記』の特徴です。風土記には山陰道と呼ばれる都から石見国（島根県西部）・隠岐国までをつなぐ古代道路について、国内の道のりと、道路におかれた通信や宿泊の施設である駅の所在地、また、橋や渡船についても記載されてます。くわえて、この駅路以外にも、郡家を連結する通道と呼ばれる国内の道路、さらには国境におかれた剗（関所）の記載もあります。これらは、奈良時代の文献としては『出雲国風土記』にしか見えないものです。

発掘された山陰道（松江市松本古墳群）

従来、奈良時代の道路は細く曲がりくねった道路と考えられてきましたが、近年、全国で大規模な直線道路が発掘され、道路が多数整備されたことが分かってきました。『出雲国風土記』に見える道路網はこのような奈良時代の道路政策・道路整備を明確に叙述したものでした。

出雲国内でも、実際に幅九メートルに及ぶ切通しにした道路遺跡などが、想定される山陰道ルート上で発掘されています。

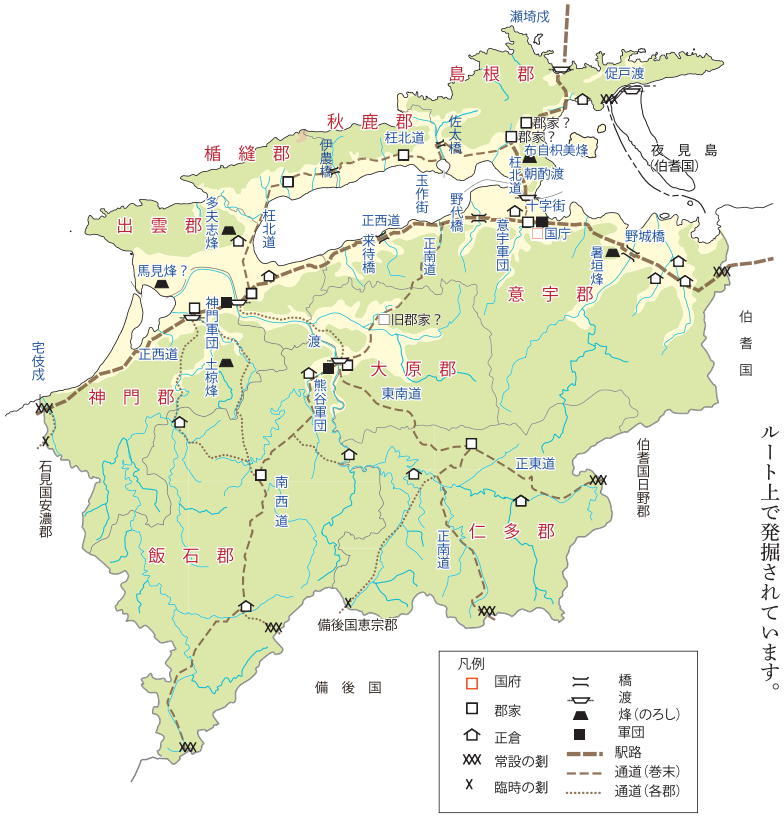

『出雲国風土記』に記載のある施設と交通路

豊かな自然と産物 人々の暮らし

『出雲国風土記』には山野・河川・池堤・浜や島などが約三四〇登場します。山については郡家からの方角と距離が記され、河については水源となる山が、また海岸の地形は、郡の東から西へ、という風に書かれています。

そして、多くの地名が現在にも残っており、現在のどこに当たるのかも推定されています。

風土記の山

『出雲国風土記』には約九〇の山の記載がありそれぞれに特徴がありますが、ここでは楯縫郡の神名樋山（現在の出雲市多久町の大船山）を取り上げてみます。

「峰の西に石神がある。高さ一丈あまり、周り一丈あまりである。道の傍らには小さい石神が百余りある。古老が伝えていうには、アジスキタカヒコ命の后のアメノミカジヒメ命が多宮の村までいらっしゃって、タキツヒコ命をお産みになった。そのときお腹の中のタキツヒコ命に教えて「これからおまえを生むが、父親である神が正面にあたるここがふさわしい」とおっしゃった。石神はタキツヒコ命の依代だ。日照りの時に雨乞いをすると必ず雨を降らせてくれる」

現在も大船山にはこの石神に推定されている大岩や小石神と思われる石群が、近くにはタキツヒコをお祭りしている滝もあり、古代の信仰の姿を垣間見ることができます。

土地開発の物語

また、秋鹿郡恵曇浜条には次のような土地を開発した話も見えます。

「恵曇浜。（中略）ここに磐壁を彫り抜いたところがニか所ある。一か所は厚さは三丈、広さは一丈、高さは八尺ある。もう一か所は厚さは二丈二尺、広さは一丈、高さは一丈ある。（中略）古老が伝えて言うことには、島根郡の大領、社部臣訓麻呂の先祖の波蘇たちが稲田の澇（よどみ）をはけるために掘り抜いたものである。」

この磐壁は現在の松江市鹿島町の恵曇にある佐太川の岩壁と考えられます。その後の拡幅によって、風土記当時とは異なっていますが、古代人の開発の様子をうかがわせます。

楯縫郡の神名樋山（出雲市大船山）

風土記時代の産物

『出雲国風土記』には、政府から出された命令どおり、土地の産物の報告もなされています。登場する産物は、山野の植物が約一一〇種類、動物が約六〇種類に及びます。植物については薬草が多く、出雲の特色だったのではないかとされ、平安時代になると出雲国造出雲臣と同じ出雲を名乗る氏族から、有名な医師が輩出されます。

さまざまな産業

『出雲国風土記』意宇郡の忌部神戸（現在の松江市東忌部町・西忌部町・玉湯町など）では、「御沐の忌玉」と記される玉を作っていたことが記されています。発掘調査によって、実際に忌部神戸の推定地で奈良時代の玉作の遺跡が確認されています。このほか焼き物の産地、製鉄をおこなった地域や砂鉄の採取場所なども記されています。

奈良時代の地方の産業について、国内のどこで行われたか明記する文献は少なく、『出雲国風土記』は当時の産業を知る上でも重要です。

クロマグロ：『出雲国風土記』に志毘魚としてみえる

シラン：『出雲国風土記』に白芨としてみえる。地下茎は生薬になる

奈良時代に出雲で作られた玉

人々が出会う場

島根郡の邑美冷水（現在の松江市大海崎町の目無水）にも注目すべき記事が見えます。

「邑美冷水。東と西と北は山でみなけわしく、南は海で広々とし、中央に沢があって、泉が流れている。男も女も、老人も子供も、時節ごとに集まって、いつも宴会をする地だ。

これは奈良時代における男女の出会いの場である歌垣をしるしたものと考えられます。このような社会風俗についての記載があるのも風土記の特徴です。

邑美冷水での歌垣風景復元模型

出雲国風土記を作った人々

出雲国造（いずもこくそう） 出雲臣（いずものおみ）

『出雲国風土記』を編さんした出雲国造出雲臣とはどのような人物だったのでしょうか。まず、国造というのは、奈良時代以前、六～七世紀にかけて地方におかれた役職の一つで、その地域を取りまとめる豪族でした。六四五年の大化改新以後の政治改革のなかで、国造は名誉職になり、地方支配は中央から派遣された国司の役目になります。そのなかで、出雲国の出雲国造だけは、奈良時代になっても、地元の豪族たちの集団の中で一定の権威を有していたと考えられています。そのことがうかがえるのが『出雲国風土記』にみえる郡の役人である郡司（ぐんじ）の記載です。

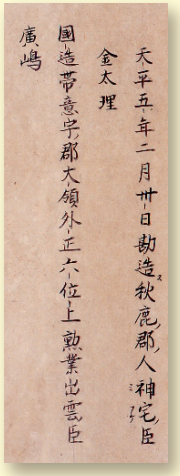
天平五年二月廿日勘造秋鹿郡人神宅臣
金太理
国造帯意宇郡大領外正六位上勲業出雲臣
廣嶋

『出雲国風土記』（古代文化センター本）
巻末の国造署名

出雲国の郡司たち

風土記を構成する各郡の記載には、郡の役人である郡司の署名があります。それを見ると、天平五年（七三三）における出雲国九郡の郡司だった氏族が分かるのです。これをみると、出雲国造出雲臣の本拠地である意宇郡では六人中四人が出雲臣氏で、そのほかの四郡にも出雲臣氏が見えます。また、当時の有力者は姓の下にカバネと呼ばれる称号を持っていましたが、出雲国内の郡司は多くが出雲国造と同じ臣（おみ）というカバネです。かれらも出雲臣と何らかの関係があった氏族と考えられていますので、出雲国の郡司はほとんどが出雲臣の関係者だったことになります。

このように『出雲国風土記』を読み解くことで、当時の政治状況も明らかにすることができるのです。

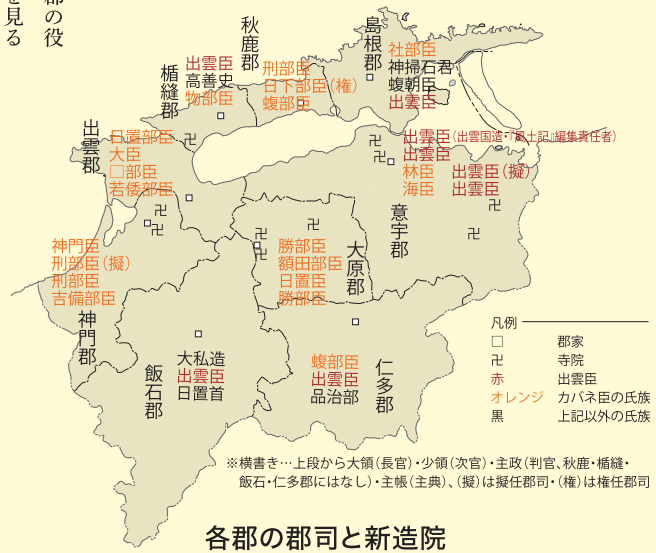

※横書き…上段から大領（長官）・少領（次官）・主政（判官、秋鹿・楯縫・飯石・仁多郡にはなし）・主帳（主典）、（擬）は擬任郡司・（権）は権任郡司

各郡の郡司と新造院

出雲国の寺院と神社

発掘された奈良時代の神社復元模型（出雲市青木遺跡）。出雲郡の神社、伊努社・美談社・県社などに推定される

郡司たちが建てた寺

『出雲国風土記』には、新造院（しんぞういん）と呼ばれた寺院についての記載もあります。それぞれの寺院について、「五重塔がある」とか「僧が一人いる」というような寺院の内容と、その寺院を建立した豪族（多くはその郡の郡司）が記されています。

奈良時代には全国的に多数の寺院が建立されたことが分かっていますが、だれが建立したのか、僧がいたのかどうかなどが分かる寺院は極めてまれです。「土地の有力者である郡司が地方寺院の主たる建立者である」という通説の根拠の一つは、『出雲国風土記』にあるのです。

出雲国の神社

もうひとつ、国内の神社が網羅（もうら）的に記載されているのも『出雲国風土記』の著しい特徴です。これは、たとえ全国の風土記が残っていても、『出雲国風土記』に特徴的な項目だったことが想定されます。

全国の神社がいつ成立したかについては不明な点が多いのですが、少なくとも官社と呼ばれ、国家に認定された神社は全国的にみると八世紀以降九世紀にかけてしだいに増えていったと考えられています。そのなかで、出雲国の官社だけは、『出雲国風土記』の記された七三三年に、ほとんどすべての官社が登録を終了していて、その数もきわめて多いのです（一八四社）。出雲は奈良時代から神々の国であったと言えそうです。

さらに、出雲国内では出雲郡を中心に、奈良時代の神社ではないかとおもわれる遺跡が調査されています。また、風土記を読むと、当時杵築大社とよばれた出雲大社は、現代同様の巨大な本殿を持つ神社群であったことが推定できます。全国的にみても早くに確立した出雲国の神社。この謎を解く鍵も『出雲国風土記』が握っているのです。